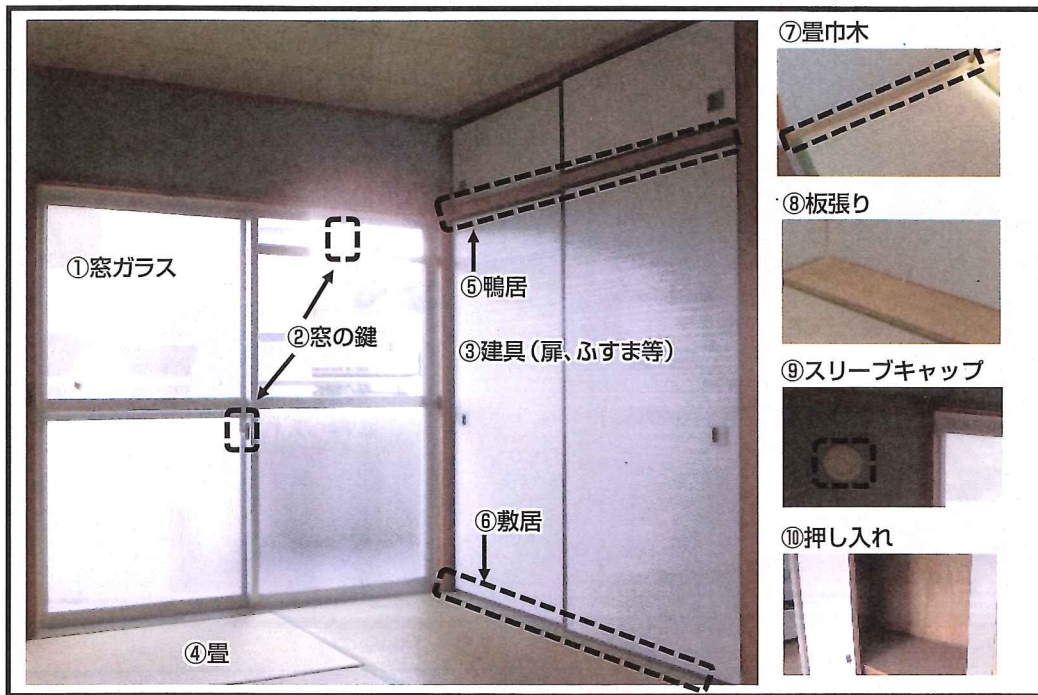


修繕費用の負担区分

6. 和室



① 窓ガラス	破損、汚れ	入居者	⑦ 畳巾木	腐食	指定管理者
② 窓の鍵	破損、作動不良	入居者	⑧ 板張り	汚れ、傷	入居者
③ 建具(扉、ふすま等)	反り	指定管理者	⑨ スリーブキャップ	破損、紛失	入居者
④ 畳	畳床・下地板の腐食、不陸、割れ等	指定管理者	⑩ 押し入れ	汚れ、カビ	入居者
⑤ 鴨居、敷居	畳表の汚れ、傷、摩耗、表替え	入居者			
⑥ 鴨居、敷居	反り、摩耗	指定管理者			
	汚れ、傷	入居者			

1. 腐食・反り・摩耗・破損についての基準は、機能に支障があるものに限ります。
2. 修繕区分が「指定管理者」の場合でも、入居者の故意・過失、通常の使用方法与異なる使用により生じた修繕は、「入居者」負担となります。
3. 団地または住戸タイプの違いにより、設置されている設備内容が異なる場合があります。
4. 入居後（※入居費を含む）1カ月以内は、「入居者」負担の項目でも、必要に応じて「指定管理者」負担で修繕します。